解散公告

当社は、平成二十六年十二月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十日

福岡県うきは市吉井町若宮五五番地の五

有限会社ユー・ティー・エス

清算人　坂田　利雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年二月十九日開催の社員総会の決議及び平成二十六年十一月二十八日付け大阪市保健所長の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十日

大阪市西成区長橋二丁目五番二九号

医療法人ヒューマンライツ健康協会

清算人　寺嶋　公典

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年一月九日宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十日

宮城県石巻市南境字鶴巻三三番地一

石巻市南境土地区画整理組合

代表清算人　梶原　宗一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十日

千葉県館山市北条一六三四番地

社団法人よいおこないを推進する会

代表清算人　本間　明

解散公告（第二回）

当財団は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十日

千葉県館山市北条一六三四番地　館山信用金庫内

安房郡市警察官・消防職員等賞じゅつ金財団

代表清算人　本間　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市三条通二丁目四二九番地一、最後の住所北海道旭川市三条通二丁目四二九番地の一　被相続人　亡　長谷川芳昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは除斥から除斥します。

平成二十七年一月二十日

事務所北海道旭川市一条通八丁目一条緑橋通ビル九階

相続財産管理人　弁護士　廣田　善康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都日野市日野本町四丁目二二番地七、最後の住所茨城県取手市駒場一丁目一九番一二―一号　被相続人　亡　渡邊　秀晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十日

事務所茨城県取手市取手二丁目三番七号取手センタービル五階じょうばん法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鬼沢　健士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県鹿沼市樅山町三〇〇番地、最後の住所栃木県鹿沼市草久一二二番地　被相続人　亡　新井やゑ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十日

事務所栃木県宇都宮市小幡一丁目一番二七号ＫＭＧビルディング小幡

相続財産管理人　弁護士　増田　智義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市千代田町三丁目三番、最後の住所群馬県前橋市千代田町三丁目三番二九号　被相続人　亡　山後美惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十日

事務所群馬県前橋市石倉町二丁目五番地四

相続財産管理人　弁護士　渡那部　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区北沢四丁目一六番、最後の住所埼玉県吉川市大字上内川三四九番地七七　被相続人　亡　山野　正人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十日

埼玉県草加市氷川町二一四九―四エビデンス五〇二号　さいたま草加法律事務所

相続財産管理人　弁護士　内田　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市妻沼一番地一、最後の住所埼玉県熊谷市妻沼一番地一　被相続人　亡　和田　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十日

埼玉県東松山市箭弓町二丁目一三番六号榎本ビル二階　相続財産管理人　鈴木　紀久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区立石一丁目六一六番地、最後の住所東京都葛飾区東水元一丁目五番三号　被相続人　亡　新保　德雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十日

事務所東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビル一〇階田辺総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上中　綾子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区西綾瀬二丁目一六番、最後の住所東京都足立区西綾瀬二丁目一六番一四号　被相続人　亡　塚本　武彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十日

東京都港区愛宕一―三―四愛宕東洋ビル五階芝綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　工藤　英知

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区上杉四丁目八番地、最後の住所東京都江戸川区東松本一丁目六番五号栄華レジデンス三〇五　被相続人　亡　遠藤　直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十日

東京都千代田区二番町九番地八中労基協ビル三階紀尾井町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　信行